

雇 第 8 9 9 号

令和3年3月18日

「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」構成団体の長
関係県内経済団体の長 } 様

千葉県商工労働部長

(公 印 省 略)

緊急事態宣言解除後におけるテレワーク等の取組について (依頼)

日頃から本県の雇用施策に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

県では、緊急事態宣言が3月21日で解除されることを踏まえ、3月18日、別添のとおり報道発表をし、宣言解除後も引き続き接触機会の低減に向け、テレワークや、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力的に推進していただくようお願いしたところです。

これまでも、テレワークの活用等について度重なる協力の呼びかけをお願いしてきたところですが、緊急事態宣言の解除後も、感染再拡大防止のため、引き続き積極的にテレワーク等に取り組んでいただくよう、改めて関係団体及び各会員の皆様に御理解、御協力の呼びかけをお願いいたします。

なお、千葉県ホームページに、テレワークに係る情報をまとめたサイトを開設しておりますので、御活用ください。

○千葉県テレワーク情報サイト

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/koyoutaisaku/kinkyuu/telework-yobikake.html>

千葉県テレワーク情報サイト

検索



問合せ先

千葉県商工労働部雇用労働課企画調整班

電話：043-223-2767